

会議の名称	平成26年度第2回東村山市情報公開運営審議会				
開催日時	平成27年2月3日(火) 午後6時30分～午後8時00分				
開催場所	東村山市役所北庁舎2階 第4会議室				
出席者及び欠席者	<p>●出席者： (委員) 佐藤佳弘会長・臼井雅子委員・嶋田節男委員・中川勝委員・古瀬礼子委員・松原きみ子委員 (市事務局) 當間総務部長・清遠総務部次長・瀬川総務課長・湯浅情報公開係長・須藤情報公開係主事</p> <p>●欠席者：森聡委員</p>				
傍聴の可否	傍聴可能	傍聴不可の場合はその理由		傍聴者数	0名
会議次第	1 総務部長挨拶 2 議事 情報公開制度(平成26年6月から12月分)の運用状況報告 3 報告 ・独立行政法人通則法の改正に伴う「東村山市情報公開条例」の一部改正 ・公開決定後に受け取りに來ないケースがあることを市ホームページへ記載 ・情報公開請求の対象に著作物が含まれる場合の考え方				
問い合わせ先	総務部 総務課 情報公開係 担当者名 湯浅・須藤 電話番号 042-393-5111(内線2317) ファックス番号 042-390-6227				
会 議 経 過					
<p>(1) 総務部長挨拶 こんばんは。本日はお忙しいなか、情報公開運営審議会にご出席いただきありがとうございます。皆様には日頃より、当市の情報公開制度の運営につきましてご尽力いただき心から感謝申し上げます。当市では市民の皆様への情報提供をはじめ、情報公開制度の適切な運用を目指しています。本日も情報公開制度の運用状況報告等をさせていただきますので、皆様の貴重なご意見をいただきたいと存じます。簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>(2) 情報公開制度の運用状況報告(平成26年6月～平成26年12月分)</p> <p>配布資料「東村山市情報公開制度運用状況(平成26年6月～平成26年12月分)」より、当該期間の情報公開請求の状況を事務局から報告する。</p> <p>○湯浅情報公開係長 「情報公開請求件数」をご覧ください。平成26年6月から12月の累計です。「出された請求書の枚数」である「請求数」は21件で、うち、市民の方からの請求である義務的請求が11件、市外の方からの任意的申出が10件です。一枚の請求書で複数の課に請求できるので、所管課別でカウントした請求件数の方が多くなり35件です。</p>					

決定の内訳は、全部公開48.6%（17件）、部分公開40.0%（14件）、書類は存在しますが公開できないという非公開2.9%（1件）、文書不存在による非公開と存否応答拒否決定が0%（0件）、取下げが8.5%（3件）です。

情報公開請求の年間件数は、平成20年度の151件（所管課別件数）をピークに、98件、111件、73件と減り、24年度42件、25年度52件と、近年はだいぶ請求が少なくなっています。今年度は1月23日時点で39件の請求をうけていますので、3月末で45件程度になる見込みです。

次に「所管別内訳」をご覧ください。一番多かったのが環境・住宅課の4件です。このうち3件が、東京都の環境確保条例に基づいて事業者から市に提出された工場の設置届、廃止届などを公開してほしいというもので、不動産営業などの法人からの請求でした。次にみどり公園課の3件で、市民から「26年度の予算要求原案書がみたい」というものや、測量事務所から「熊野公園の土地について境界や面積、座標値などがわかる地籍図をみたい」というものでした。

次に、情報公開請求の状況をご説明いたします。全公開のもの、部分公開であっても非公開部分が「法人の代表者印影」だけのものは説明を省略します。

No.4は、民間事業者による宅地開発工事に関して、「宅地開発に関する指導要綱に基づく事務手続の手引」に従って事業者から市に提出された書類、市が作成した起案書などの公開を求めたものです。「事務手続の手引」の該当ページを参考にお返ししますのでご覧になりながらお聞きください。この請求では都市計画課と防災安全課が書類を公開しました。都市計画課は2回にわけて部分公開決定をしていますが、これは、請求対象の公文書が多いため決定期間の延長をしたところ、請求者から「事業者から市に出された確約書、市が事業者に出した「事業計画審査結果通知書」と「同意並びに協議書」の3つだけでも早く公開してほしい」と要望があったため、その書類を6月12日に部分公開決定しました。その後、6月18日の部分公開決定では、「宅地開発等に関する指導要綱の事務手続の手引」に従って事業者から市に提出されたア～エの書類を公開しました。また、この宅地開発について市が作成した起案や報告書としてオ～キを公開しました。

このなかで、「事業者が行った近隣住民向けの説明会に参加した方の氏名・住所・電話番号」それから「工事施工業者の従業員氏名」は情報公開条例第6条第2号個人情報に該当し非公開にしました。また、指導要綱の事務手続の手引に該当する書類のうち、宅地開発では提出する必要のないものや請求時点で事業者から提出されていないものは、その理由を明記のうえ不存在により公開できないとしました。

防災安全課では、消火栓や防火水槽の設置に関する事前協議書を全公開しています。

この宅地開発工事では、事業者が東京都の開発許可を得る前に該当地の木の伐採をしてしまい、その時に周辺住民にきちんとした説明がなかったことへの苦情や、該当地が斜面のため、宅地造成後に雨水の排水が間に合わず、水があふれる事態になるのではと心配する声が市や議会に寄せられました。最終的に東京都の開発許可は下りていますが、工事の見直しを求める周辺住民等と事業者の話し合いは進まないうまま、現在も工事はストップしていて更地の状態ときいております。

No.5は、市がかけている損害保険証券の公開請求です。上から4つ目の道路賠償責任保険被保険者証のみ、保険料の振込先口座が記載されていたため、「金融機関名、支店名、口座番号、普通・定期といった預金種別」を法人情報により非公開にしました。口座名義や保険料の金額は公開しています。この保険は自治体向けの専用保険で、自治体が管理する道路に穴が開いていたために市民が転んで怪我をしたといった場合に、自治体の賠償責任を補償するものです。

No.6は、自殺対策に関する書類の請求です。公開した文書のうち、アイウは全公

開です。エの文書は、保健推進員を対象に外部講師を呼んで「ゲートキーパー研修」、これは自殺の危険を示すサインに気付き、声をかけ、必要な支援につなげることができる人を養成するための研修ですが、これを行った際の報告書です。保健推進員というのは、地域の健康づくり活動のリーダーとして、健康に関する学習会を企画・実施して、地域の方に健康に役立つ情報を伝えたり、地域の交流をはかる役割を担っていただいている市民の方です。現在、町ごとに20名ほどが保健推進員として市に登録されていて、「〇〇町保健推進員会」という会を作って活動しています。保健推進員会には市から活動の報償費が出ていますが、審議会委員と違い、個々の推進員には報酬は支払われていません。また、市報や市のHPでも推進員名簿を公表していないことから、研修の出欠席をつけた推進員名簿の氏名部分は、個人情報で非公開としました。オの文書は、一般市民向けに外部講師を呼んで行った講演会などの報告書です。参加者名簿の氏名は一般市民なので個人情報で非公開にしましたが、生年月日、年齢、性別は公開しています。また、この講演時に講師がプロジェクターで写した資料については、講師から「自分の著作物であり参加者にもコピーは配っていない。情報公開請求での公開は不可」との意思表示がありました。このため、公開して写しを交付すると、無断で内容を模倣されたり複製が出回るなどして著作者の「著作権法上の権利」が侵害されるおそれがあると考え、個人情報に該当し非公開としました。

ただ、この決定は7月にしており、この後ご報告する「著作物の公開に関する考え方」を10月にまとめる前でした。考え方をまとめた後で見直すと、「講師の著作権法上の権利を侵害するため」という非公開理由は少し適切ではなかったかもしれません。この講演会では56名の参加者に資料をプロジェクターで映写して見せているため、著作権法第22条の2の「上映権」を持つ著作者が上映の方法で公衆に提示したという行為に該当し、著作物はこの時点で公表されたものとみなされます。

「公表済みの著作物を公開請求により公開することは、著作権の侵害にはならない」ということが10月のまとめでわかったので、このケースでは「上映という形でしか公表していないものを写しの交付で公開すると、無断で内容を模倣されたり複製が出回るなど、講師という仕事をする上での競争上の利益が損なわれるおそれがあるため非公開」という理由がよりふさわしかったのではないかと考えています。

No. 7は保育所の収支報告書の公開請求ですが、請求時点では保育所からの収支報告書がそろっていなかったため、いつ揃うかの見込みと、揃ったら市から改めて連絡するとお話ししたところ、ではその時に再度請求するという話になり、取下げとなりました。

No. 8は、市外の学習塾経営会社から、中学校の定期テスト問題と模範解答の請求です。一度取下げになりましたが、後日また請求があり、No. 17で公開決定しています。テスト問題の請求は東村山市では初めてでしたが、平成25年の年末頃から全国でこの請求が出されました。状況をご説明しますと、26年2月に新聞で、「愛知県名古屋市市の学習塾の講師が、25年11月ごろから神奈川県や横浜市、川崎市などに、公立中・高校の定期テストの問題・解答を情報公開請求した。公開されたテスト問題がインターネット上の過去問サイトで販売されている。」との報道がありました。この学習塾の経営者が講師に命じて、東京、大阪、東京23区、さいたま市、福岡市など44自治体に同じ請求を出させており、経営者からテスト問題を譲り受けた友人が過去問サイトで販売していたものです。請求を受けたほとんどの自治体が、非公開情報にはあたらないと判断し公開決定をしました。愛知県と神戸市は「問題を一部の子が手に入れば本来図るべき学力が測れない」という理由で非公開としています。請求者は販売目的と伝えずに公開を受けているため、後から販売を知った神奈川県では「著作権は県にあるので問題集にしたり、ホームページに

のせるなど2次利用には許可が必要」と請求者に伝えましたが、利用申請は出されなかったそうです。2月の新聞報道後、批判を受けることを恐れたのか、その時点でまだ公開の準備中だった自治体には、請求者から請求取下げの連絡がきたところもあります。過去問サイトは2月18日に「批判的な記事が出た」などとして閉鎖されました。

この新聞報道をみていたので、東村山市にも同様の請求が来るかもしれないと考えていたところにNo.8の請求があったのですが、請求者は新聞報道の請求者とは別の都内の学習塾経営会社です。「テスト問題を販売する気はない、塾の生徒に解かせたいから請求した」と請求時に電話でおっしゃっていました。

教育委員会指導室にテスト問題の保管状況を確認したところ、市立中学校は7校とも、テストは定期テスト（1年に4回から5回）のみで、問題は各校の先生が作成し、テスト後は各校で1年保管の後廃棄しています。模範解答は、授業の中で先生が口頭で説明することがほとんどで、文書では作成していないとのことでした。3学年の全教科の1年分のテスト問題となると、一校で500枚近い枚数になり、それを指導室が7校から集めて、ページ抜けがないかチェックしたりコピーするのに膨大な時間がかかるので、とても14日で決定できないとのことでした。そこでまず8月25日まで決定期間延長をするとともに、情報コーナーから請求者に「公開対象は25年度の定期テスト問題だけになることや、枚数からみて3万円以上の料金になる見込み」ことを併せて連絡したところ、了解したとの回答でした。

次に公開・非公開の検討に入りました。指導室では当初「テスト問題は各校の先生が作成しているので、市の著作物のため非公開ではないか」という考えでしたが、情報コーナーでは、先に同じ請求があった5つの区に考え方を尋ね、著作権を理由に非公開にしたところがなかったことや、著作権法を読み直した結果、非公開情報にはあたらないと考えました。この検討結果をまとめたものが、今日の報告資料にあります。「情報公開請求の対象に著作物が含まれる場合の考え方」という題名の資料の6ページ中段をご覧ください。「4、市が著作権を持つ著作物の場合（法務課と協議）」のところです。この4行目から読みます。

(1) テスト問題や教材は、学校と生徒の家庭のみで使用することを想定して教員が職務上作成したものであり、市の著作物かつ公文書である。学校内と生徒（生徒の保護者含む）という「特定多数の人」に複製物を配付しているため、著作権法第4条第1項の「公表されている著作物」にあたる。

情報公開請求があった場合、市に著作権があることで条例第6条第1号法令秘情報にあたるとは言えない。情報公開条例に基づき「公表されている著作物」を公開することは、著作権法上認められているからである。また、毎年同じ問題を出題するのではないことや、生徒が問題を自宅に持ち帰った後は使い道を任せている（自由に複写・第三者への提供ができる状態においている）という現状がある。このことから、「テスト終了後に情報公開により問題を公開すると、特定の者に不当な利益が生じたり、テストの公正さが実質的に損なわれるおそれがあるか」を客観的に判断すると、そのような事態がおこる確率が高いとは言い難い(第6条第6号行政運営情報イエには非該当)。従って、情報公開請求があれば公開する公文書となる。

(2) ただし、情報公開請求により交付した複製物を、受領した請求者がさらに複製・譲渡等を行うことまで著作権法もしくは情報公開条例で認めているわけではない。テスト問題等の著作権は請求により公開した後も市が持っているため、著作権者に無断で交付した複製物をさらに複製することは「複製権の侵害」に

なる。交付した複製物そのものを公衆＝不特定の人または特定多数の人に譲渡・貸与・提示（視聴、放送等をさす）することも、「複製権・譲渡権等の侵害」になる。したがって、公開請求者に対し、市に無断でこれらを行うことを禁止することが可能である。

- (3) 学校のテスト問題の写しの交付を受けた請求者が、それをさらに複製して学習塾等で教材として利用したり、販売することは望ましくない。このため、著作権者である市に無断でそういった使用ができないように、「公開決定通知書」の備考欄に「附款」として下記文言を明記することとする。「附款」の①の「公表」とは、主にインターネット上やチラシ等へ掲載する行為、ラジオ・テレビでの放送を想定している。なお、「複製物を公衆に単に見せる行為」は著作権法上の禁止事項にはならない。

○附款の文言

※条件

- ①東村山市に無断で譲渡・貸与・複写・公表しないこと。
- ②請求者の調査・研究のみに使用し、それ以外の目的に使用しないこと。

「附款」というのは、条件や期限のように、行政が行った決定などから生じる効果を制限するために付加されたものをいいます。たとえば、運転免許証交付にメガネの使用が条件としてつけられることがこれにあたります。

報告資料からの読み上げはここまでにしますが、法務課と協議の上、このように条件をつけて公開することを8月22日に決定し、請求者にその旨を連絡しました。すると後日請求者から「そのような条件がつくのでは塾で生徒にテスト問題をやらせたいという目的に使えないので、請求を取り下げる」と連絡があり、取下げになったものです。

ただし、No.17にあるとおり、9月1日に再度学校を絞って請求したいと連絡がありました。公開した文書の使用には条件が付くことは改めて説明しましたが、了解のうえで参考資料にしたいという理由で請求するとのことで、学校を絞って定期テスト問題の公開請求が出されました。公開文書は前回の請求時に用意していたものを指導室に残しておいたため期間延長はせずに、9月5日に公開決定し、郵送での受け取り希望のため9月29日に発送しました。手数料とコピー代で11,920円だったのですが、公開後は何も連絡はありません。

No.10は、三つの課の26年度の歳出予算要求書類を公開してほしいというものです。予算を立てるときは、まず各課で歳出予算要求書、歳入予算見積書という書類を事業ごとに作ります。所管の部長の決裁を得て財政課にこれらの写しを提出し、財政課のヒアリングや複数回の査定を経て予算案が出来上がります。予算案が市議会で可決されると予算として確定します。今回の請求は、すでに確定している26年度当初予算について、3課がどういう内容で歳出予算を要求したのかがみたいということでした。真ん中の道路管理課の要求書のみ部分公開です。これは、市が道路や橋のたもとに利用するために借りている個人所有の土地があり、土地所有者に借地料を支払っているのですが、借地料支払いのための予算要求書に、土地所有者の固定資産税等の税額や、納税通知書の送付先氏名（土地所有者とは別の方）が書かれていました。土地所有者の氏名は公開していますが、個人の税額と、所有者以外の氏名は個人情報のため非公開にしました。

No.11は市議会の政務活動費の報告書の請求です。9つの会派から提出された収支報告書とその精算の起案書を公開しました。基本、政務活動費は翌年度の始めに

収支報告書を出すのですが、25年度は「変わろう議会・東村山」という会派が5月末に解散し、2か月分の収支報告書が5末日に提出されました。そのほかの8会派は翌年度始めに提出した収支報告書の精算起案書です。

収支報告書に添付された店舗等の領収書に書かれている振込先口座情報、それから議会の会派の口座情報は、法人・団体の情報として非公開にしました。ただしどちらとも口座名義は公開しています。また備考欄にある通り、旅行会社、タクシー会社、飲食店など不特定多数が利用する店舗の領収書に記載された印影と口座情報については公開しました。これは、14年に奈良県食糧費の領収書に関して一部非公開決定になったことを争った最高裁判決（H14.9.12）の考え方に従ったものです。これは、代表者印影や口座情報は本来法人が内部で管理する情報で非公開情報にあたりますが、不特定多数を顧客にもつ法人が、領収書に自らそれらを記載して不特定多数に配っているのであれば、非公開にする理由はないという考えです。なお、「議員の携帯番号と、領収書に書かれた店舗等の従業員や担当者の氏名・印鑑」は個人情報に該当し非公開としました。

No.12は、秋水園リサイクルセンター建設にあたり土壌汚染・地盤調査を委託で行ったのですが、その委託契約の設計書の請求です。設計書とは、市が公共工事などの契約を締結する際に、契約金額の上限基準となる予定価格というものを設定して、この額を超えない範囲で契約するルールになっています。その予定価格を決めるために作成するものが設計書になります。今回でいうと、土壌汚染調査に必要な人件費や材料費、掘削機械のリース代などの経費をすべて、単価×数量で積み上げていって、予定価格となる総額を出した書類です。最初の契約締結のあとに、調査箇所が増えたりボーリング調査の深さが変わったため1回目の契約変更をし、さらに詳細調査をするため2回目の契約変更をしたので、その都度作成した3件の設計書を公開しました。非公開にしたのは、東京都で共通に使っている単価ではなく市独自で見積書をとって決めた単価の査定率が書かれている箇所や、査定率が逆算できる箇所です。これは以前から同じ考えで非公開にしているもので、公開して市の査定率が公になると、市から見積書を依頼された業者があらかじめ査定で引かれる金額を上乗せして見積書を提出するなど、事業の公正な執行に支障が生じるおそれがあるため、行政運営情報で非公開としました。

No.13は、秋津町にあった工場について市に届け出されたものをみたいという民間会社の不動産営業部からの請求です。昭和56年の書類が残っていて、日本郵便に関係する工場の設置認可申請書とその添付資料、図面を公開しました。アの文書について、設置認可申請書を市に持参した方の氏名、電話が代理人として書かれていたので、個人情報で非公開にしました。イの文書は、図面類のなかにあった「1級建築士の個人の印影、測量士の登録番号・氏名・個人の印影、近隣住宅の居住者氏名」を個人情報で伏せています。備考欄にあるように、法律で公表が義務付けられている1級建築士の登録番号と氏名は公開しましたが、測量士の番号と氏名を非公開にしたのは、測量士法では測量士名簿の公表を義務付けておらず、実際に公表されていないためです。

No.14は、東村山市の一般事務職採用試験の問題と解答の請求です。東京都や23区は試験終了後に筆記試験問題をホームページで公表していますが、東村山市を含め多くの地方公共団体では公表をしておりません。当市では一次試験（筆記）の問題作成と採点を専門業者に委託しています。「問題と解答は著作物のためすべて（業者に）返却するものとし、市での保管や公表は不可」という委託業者からの申出があるため、試験終了後は問題と解答をすべて業者へ返却し市は保管しておらず、不存在で非公開となりました。「2次、3次試験の論文や集団討論のテーマ」は市が決めており、テーマを決めた起案書などはありますが、公開すると試験内容の傾向

が推測されるなど公正な事業執行に支障を与えるおそれがあるため、行政運営情報エに該当し非公開としました。

No. 1 6 は、6月に一度請求があった保育所の収支報告書がそろったので再度請求が出されたものです。保育所を運営する法人の取引先金融機関名と借入先の名称を、法人情報として非公開にしました。

No. 1 8 は、市長の活動内容がわかるものという請求で、秘書課の公務日程管理表を公開しました。管理表にはいつ誰に面会した、どの会合に出席したといったことが書かれているのですが、相手が公務員や団体の代表者、もしくはすでに氏名が公表されている褒章受章者の場合は氏名を公表しましたが、それ以外の個人氏名は個人情報で非公開としました。

No. 1 9 は、No. 1 3 と同じ法人の不動産営業部から、工場の設置認可に関する書類の請求です。設置認可申請書の提出をこの代理人に委任するという委任状が公開文書に含まれており、代理人氏名は個人情報で非公開としました。

No. 2 4 は、市と地権者間で交わされた賃貸借契約書の請求ですが、該当地は、以前は東村山市と土地所有者の間で土地の賃貸借契約を締結していましたが、土地所有者が土地を東京都に売却し市との契約は終わったため、当該契約書は廃棄して残っていません。その旨を請求者に電話で伝えたところ、了解され取下げとなりました。

不服申立ては新たに出了されたものはありません。運用状況の報告は以上です。

○佐藤会長

それでは質問及びご意見はございませんか。

○中川委員

No. 1 4 の「部分公開又は非公開とした部分と理由」欄に「その他の論文試験等」とありますが、論文試験の問題を非公開にする必要があるのでしょうか。公開して受験者にはしっかり勉強してから試験に臨んでもらう方がよいと思います。非公開にするということは毎年同じ問題を出題しているのでしょうか。

○當間総務部長

毎年同じ問題ではありませんが、論文試験の場合、一定の範囲からの出題になります。内容を公開にすることで出題傾向が推測されたり、一部の人々だけが問題を入手することで競争性が損なわれるおそれがあるので、採用試験問題については情報公開請求に対する非公開決定だけではなく、市職員や議員にも一切公開していません。

○佐藤会長

論文試験問題のバリエーションがそんなに少ないかどうかについて、説明責任を果たせるかが気になります。

○中川委員

試験内容を公表する方がむしろ公平だと思います。

○佐藤会長

そのような考え方もあると思います。受験した方だけが知っているという今のやり方ですと、その方が周りに試験内容を漏らせば、受験者の周囲の人だけが過去の試験内容を知っている状態になりますから。

○臼井委員

受験ジャーナルなどの公務員試験対策用の雑誌に情報提供する人もいます。東京都は毎年、教養・専門・論文試験の問題を公表していますね。

○嶋田委員

No. 1 4 の請求者は事業者ですか。

○湯浅情報公関係長

「試験対策のため」と請求目的を書かれていた一般の方です。

○嶋田委員

試験問題は、予備校などの事業者や受験者が公開請求するほかに、「採用する職員の質が担保されているかどうかを確認したい」という市民が請求する場合もあると思います。職員の質の担保という点については、二つの目線が考えられます。ひとつは、試験問題を公表した方が受験者はより積極的に勉強して競争するようになり、質が保たれるという意見。これは試験範囲が広ければ公表してもよいかと思いますが、狭い場合は対策されてしまうので得策ではないと考えます。経営目線の観点からすると、公表しない場合の職員の質の担保については、問題作成を委託している業者のブランド力を信頼しているということになるのでしょうか。

○當間総務部長

論文試験は市で作成しますが、択一試験については多岐に渡る分野からの出題となりますので、毎年市で作成するのは困難だと考えています。公務員試験は年に4回ほど統一試験があり、各統一試験日で使用する試験問題の作成は事業者に委託していますので、東村山市におきましても市独自で作成するのではなく委託しています。

○臼井委員

統一試験日は6月、7月、9月及び年明けぐらいにあります。

○當間総務部長

各自治体によって試験時期が異なりますが、統一試験日に各自治体が一齐に試験問題の作成を事業者に委託すると金額が割安になります。市が独自で委託した場合は金額が割高になります。また、採点終了後は委託業者から採点結果の一覧表が市に送付されます。

○嶋田委員

そうすると、その一覧で得点の分布状況等を見て、試験内容が適切だったかを判断しているということですか。

○當間総務部長

そういうことです。また、事業者に委託することにより第三者性を高めて、市が恣意的な採用を行っているのではととられることを排除しています。

○中川委員

司法試験や医師国家試験などは出題範囲が決められていて、多くの問題集を使い勉強しているイメージがありますが、地方公務員の試験は違うのでしょうか。

○當間総務部長

公務員試験は職種により試験問題が異なります。一般行政職、保育士、栄養士および建築士では試験問題が異なり、一般行政職については教養問題が中心になります。また、問題難易度は低いけれど質問数が多く制限時間が短い、正解率とスピードを重視する適性試験を行う自治体もあります。

○臼井委員

一般行政職の択一試験は、教養試験と一部の自治体で課される専門試験の二つに分かれます。教養試験は、文章理解・英文・古文、数学系、社会系、理科系の問題、中学入試レベルの数的推理、判断推理の問題が合わせて40問から50問出題されます。専門試験は、大学で学ぶ法学系、経済学系、社会学系、政治学系など約10科目で合計40問出題されます。東村山市では、専門試験は課していませんよね。

○當間総務部長

課していません。

○臼井委員

教養試験のなかには、政治、経済の科目で時事問題が出題されるときがあります。民間企業で実施される一般常識問題の SPI と少し似ていますが、公務員試験の方が難易度は高いです。また、一部の問題を独自で作成した問題に差し替える自治体もあります。保育士などの技能系及び建築関係の職種では、その職種に関連する問題が出題されます。独自で問題を作成しているのは東京都や政令指定都市など大きな自治体だけで、東村山市が独自で問題を作成することは難しいと考えます。

○嶋田委員

試験終了後、委託事業者から試験の分析報告などを受けていますか。

○當間総務部長

分析報告は受けていません。

○嶋田委員

試験問題の作成は委託する方が第三者性を保てますが、経営目線で考えた際に業務の品質はどのように担保するのでしょうか。

○佐藤会長

委託した業務の品質をどこで保証するのか。保証されないまま業務が行われているのか気になります。

○臼井委員

委託業者との契約内容によりますが、択一試験の問題数、合格最低点、競争率などの情報は公表できないのでしょうか。

○當間総務部長

受験者数、一次合格者数、最終合格者数、最終倍率は公表しています。

○佐藤会長

本件は、公開すると請求者だけが利益を得てしまうので、現状においては非公開が正しいと考えます。ただ市民からすると、「試験終了後も試験問題が公表できないのはなぜか」という疑問が残ると思います。委託業者との契約があったとしても、試験終了後に市に記録用として問題を一部納品させるというのは可能だと思います。「委託業者から納品させて公開することがなぜできないのか」という市民の疑問にどう回答するかが課題だと思います。

また、委託して市は問題作成にノータッチであるというのは、問題が漏れないという安全性はあるのですが丸投げ状態になってしまうので、委託した業務の品質をどこで守るのかということはどう市民に説明するかもこれからの課題と思います。

○臼井委員

私立中学校では受験者数を確保するために、過去問を渡す学校もあります。公務員試験を私立中学校の試験と同列に考えるのは違うと思いますが、過去の試験問題を公表する考え方も検討してよいかと思います。

○當間総務部長

ご意見として承りますが、今すぐに公表するのは難しいと考えています。

○佐藤会長

本件は現状においては非公開でよいと思います。ほかの件についてご意見ありますか。

○嶋田委員

本日の報告資料である「情報公開請求の対象に著作物が含まれる場合の考え方」は市民に公表しているものですか。

○湯浅情報公関係長

この資料は事務マニュアル的な内容なので、職員には周知していますが市民の方にお見せしたことはありません。ただ、公表できない内容ではありません。

○嶋田委員

No. 6 の非公開理由について、先ほど「著作物の公開に関する考え方をまとめた後で見ると、非公開理由が不適切であった」と伺いましたが、今日の資料の情報公開制度等運用状況からはそのことが読み取れないと思います。

○湯浅情報公開係長

この運用状況は公開・非公開を決定した時点での考え方を載せていますので、先ほどご説明した内容は書いていません。運用状況は後日ホームページで公表しますので、その際は備考欄に本日の説明を追記する予定です。

○佐藤会長

No. 6 については、講師がプロジェクターで映写した資料は参加者に配付していないという理解でよろしいですか。

○湯浅情報公開係長

参加者には配付されていません。健康課は事業の記録のために印刷したものを一部貰っています。

○佐藤会長

つまり、市が保管している紙の資料を公開してほしいという請求ですか。

○湯浅情報公開係長

その通りです。

○佐藤会長

以前も申し上げたのですが、著作物を個人情報としていることが気になります。総務課で作られた「平成20年度版・情報公開制度の手引」にも個人情報に該当する情報として著作物があげられていますが、通常、個人情報とは「特定の個人を識別できる情報」をいうのが一般的な定義です。私も調べてみますが、そのところが少し食い違いがあるのではないかとというのが前から気になっています。

○湯浅情報公開係長

その件については以前からご指摘いただいでいて、他自治体の決定内容など調べたところです。著作物である講演会資料に情報公開請求があったとき、国は一貫して「個人の著作物は個人情報のため非公開」としています。また、一般に販売されている情報公開の参考書のなかにも、個人が作成した著作物については個人情報としている本もありますので、当面、市では個人の著作物を個人情報として運用していきたいと考えております。

○佐藤会長

この件についてはもう少し調べてみます。

○湯浅情報公開係長

よろしく願いいたします。

○嶋田委員

何らかの理由により写しの交付は不可で閲覧のみ可という公開文書があったと仮定して、請求者がその文書を閲覧中に、許可無くデジタルカメラやスマートフォンで撮影してしまうということが最近は考えられます。このことへの対策というのは考えていますか。

○湯浅情報公開係長

情報公開請求の対象になるのは、職員が作成した起案書、報告書など著作権の発生しない文書がほとんどです。こういった書類を、請求者の方が「写しは不要、閲覧のみでよい」と言って請求したときは、市では写しを用意しません。ただ、閲覧していて「やはりコピーを取りたい」と申し出があった場合は、著作権が発生していない文書であれば、情報コーナーにある有料コピー機を使ってご自分でコピーを取っていただいています。「カメラで写したい」と言われたこともあります。著作

権が発生しない文書であれば撮影も許可しています。

○佐藤会長

今の著作権の説明は違います。情報コーナーで請求者が著作物を閲覧していた場合でも、コピー又は撮影をすることは著作物の私的使用（著作権法第30条）の範囲となります。私的使用はフェアユース規定で保証されているので、著作物であってもコピーも撮影も認められています。

○湯浅情報公関係長

失礼しました。会長のおっしゃる通り、周りの人に配るのではなくて、ご本人か家族程度の範囲で仕事以外に使う目的であれば、著作物の複製は認められています。ですから私的使用であれば著作物のコピー・撮影も許可できますね。

●文化庁のホームページより抜粋●

私的使用のための複製（第30条第1項）

家庭内で仕事以外の目的のために使用するために、著作物を複製することができる。同様の目的であれば、翻訳、編曲、変形、翻案もできる。なお、デジタル方式の録音録画機器等を用いて著作物を複製する場合には、著作権者等に対し補償金の支払いが必要となる。しかし、以下の場合はこの例外規定は適用されない。

- ① 公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器（注1）を用いて複製するとき
- ② 技術的保護手段（注2）の回避により可能となった（又は、その結果に障害が生じないようになった）複製を、その事実を知りながら行うとき
- ③ 著作権等を侵害する自動公衆送信を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、その事実（＝著作権等を侵害する自動公衆送信であること）を知りながら行うとき

（注1）自動複製機器

ビデオデッキ等、複製の機能を有し、その機能に関する装置の全部又は主要な部分が自動化されている機器を指しますが、当分の間、文献複写機等、もっぱら文書又は図画の複製のための機器を除くこととなっています（附則第5条の2）。

（注2）技術的保護手段

電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法により、著作権等を侵害する行為の防止又は抑止をする手段のこと。

○中川委員

著作物でもコピー及び撮影は認められているという理解でよろしいですか。

○湯浅情報公関係長

ご本人が私的使用のためにコピー・撮影することは許されています。広く周りの人に配るとか仕事に使う目的であれば許されません。

○佐藤会長

それでは運用状況報告についての議事はここまでとします。

（3）報告

- ・独立行政法人通則法の改正に伴う「東村山市情報公開条例」の一部改正

○須藤情報公関係主事

12月の市議会に個人情報保護条例と情報公開条例を一部改正する議案を提出して可決され、12月26日に公布されたのでご報告します。

改正点は1点です。「独立行政法人通則法」という法律が改正され、役員及び職員の身分を国家公務員とする独立行政法人が、特定独立行政法人から行政執行法人と名称が変わりました。個人情報保護と情報公開の条例で「特定独立行政法人」という文言を使っていたため、これを「行政執行法人」に改正したものです。

独立行政法人通則法の改正の概要を説明しますと、改正前の法律では、独立行政法人は「特定独立行政法人」と「それ以外の独立行政法人」の二つの分類でした。

今般の独立行政法人制度の改革において、政策実施機関である各独立行政法人の機能を最大限発揮できるよう、その業務の特性を踏まえて「中期目標管理法人」「国立研究開発法人」「行政執行法人」の三つに分類し、そのうち「行政執行法人」のみ、「特定独立行政法人」と同様に役員及び職員の身分を国家公務員としたものです。

情報公開条例の改正は、第6条第2号ウのなかの「第2条第2項に規定する特定独立行政法人」という文言を、「第2条第4項に規定する行政執行法人」としたものです。これは法律改正に伴い文言を変更しただけで、条例内容に実質的な変更はありません。

今回の条例改正は、平成27年4月1日から施行となります。これは、独立行政法人通則法の改正が施行されるのがこの日のためです。

条例改正については以上です。

・公開決定後に受け取りに来ないケースがあることを市ホームページへ記載

○須藤情報公開係主事

前回の7月の審議会で皆様から「公開決定後に請求者が受け取りに来ないケースがあることを、市民の方々にも知ってもらった方がいいのでは」とのご意見をいただきました。ご意見を受けて、市ホームページの「情報公開制度の運用状況」のページに、「公開決定後に請求者が受け取りに来ない事例が、いつ、何件あったか、それはどの請求か」ということを追加しました。

○佐藤会長

質問及びご意見はございませんか。

○中川委員

追加項目を見て、「請求したけれど途中で不要になったら、公開文書を受け取りにいかなくてもよいのか」と思ってしまう方がいるかもしれませんね。

○湯浅情報公開係長

そのようにとられると非常に困ります。

○佐藤会長

今後もし「受け取りに来ない件数」が増加した場合は、この項目を削除することを考える必要があるかもしれません。

○湯浅情報公開係長

「受け取りに来ないという請求権を適正に行使しない困った事例があることを知っていただきたい。また、受け取りに来ないとこのように記録に残ります。」ということ伝える意図で追加しましたが、皆様のおっしゃる通りページを見た方にはその意図が伝わらず、逆効果になるおそれも考えられますね。

○佐藤会長

「受け取りに来ない件数」の推移とこの件についての問い合わせ状況を見てから、

この項目を見直したらよいのではないのでしょうか。

それから、受け取りの期限はないのですか。

○湯浅情報公開係長

諾否の決定期限はありますが、受け取りの期限はありません。

○臼井委員

そうすると、平成15年度の受け取りに来ない2件のケースはどのようになっているのでしょうか。

○湯浅情報公開係長

請求者が今来たとしても、当時用意した公開文書を情報コーナーでずっと保管している訳ではないので、再度公開請求してもらう形になります。

○當間総務部長

受け取りに来ない公開文書も「市が保有する公文書」に当たるので、文書管理規程に従って保存年限を決め、年限が経過したら廃棄するという通常の公文書と同じ取扱いにしてはどうか。

○湯浅情報公開係長

今は保存年限を決めていないので、「受け取りに来ない公開文書」をいつまで保管しなければならないのか取扱いに困っていますが、保存年限を定めて問題ないのであれば事務処理はしやすくなります。

○佐藤会長

保存年限は、公文書公開請求書の保存年限と同じがよいと考えます。保存年限を経過した請求書は廃棄してよいので、受け取りに来ない公開文書も付随して消滅するという考え方がよいかと思えます。

○湯浅情報公開係長

その考え方はわかりやすいと思います。

○嶋田委員

公開文書を準備するのにも市民の税金が使われていると思う人もいるので、市民は公開請求する上で、道徳・社会的責任を負う必要があると考えます。「受け取りに来ない件数」の推移を見て、項目をどうするのか考える必要がありますね。

○佐藤会長

この件については、「受け取りに来ない件数」推移を見ることにしましょう。それでは3件目の報告をお願いします。

・情報公開請求の対象に著作物が含まれる場合の考え方

○湯浅情報公開係長

「情報公開請求の対象に著作物が含まれる場合の考え方」という資料をご覧ください。前々回の会議から、著作物が公開請求の対象になったときの公開・非公開の判断の仕方、それから非公開とする場合には理由は何が適切かについて、ご意見をいただきました。

26年7月の審議会では市の考えとして、「未公表著作物については、著作者が公表権をもっているため、同意なく公開すると公表権を侵害する。したがって、著作者が個人であれば、公表すると個人の権利を侵害するので条例第6条第2号個人情報、法人であれば第3号法人情報に該当して非公開とするのが適当である」とご説明しました。これについて、「すでに公表済みの著作物については、複製権という観点をいれて整理するとよい」「著作物に対する公開請求にどう対応するか、ガイドラインを作るとよい」といったご意見をいただきました。今回の資料が、職員向けの

ガイドラインとして10月に作成したものです。

最初に、著作権法に照らして公開・非公開を判断するフローチャートを載せています。著作物が公開請求の対象になったときは、このフローチャートに沿って判断していきます。まずは公表されている著作物か、未公表かで分かります。右側の未公表著作物にあたる場合は、その先の矢印のとおり「公開決定前に著作者から公開拒否の意思表示があれば、公表権の侵害になるので公表できない」ので、「著作者に公開の可否について意思確認し、原則著作者の意思に従って決定する」という流れになります。左側の「公表済みの著作物」の場合は、その先の矢印で、「公表権は消滅しているので情報公開請求により公開しても公表権の侵害には当たらない」となります。

さらにその先で、「著作権法第42条の2に、公開請求に基づき著作物を公開するときは、情報公開条例に定める方法で公開するために必要な限度で著作物を利用できる」という定めがあることを書いています。つまり、「公表済みの著作物を閲覧や視聴、写しの交付の方法で公開することは、いずれも著作者の権利（複製権、複製物の譲渡権、上映権等）の侵害にはならない」ということになります。

その先の矢印では、「市から写しの交付を受けた請求者が、さらにそれを複製したり頒布するのは著作権侵害にあたらないか」という疑問に対して、「公開請求により著作物の写しの交付を受けた者が、そのコピーを不特定または特定多数の人に譲渡・貸与したりネットに載せたりする行為は、原則、著作権者の許可を得るか、著作権法上の著作者の権利制限規定に該当しない限り、複製権の侵害となる。」ことをまとめています。

次のページの「2、結論」で、著作物が公表済みか未公表のものかで分けて、判断の仕方をまとめました。すでに公表されている著作物の場合は、公開・非公開の判断に著作権を考慮する必要はなく、通常公文書と同様に、営業秘密や業務上のノウハウなどの非公開情報に該当するかどうかで判断することになります。未公表著作物の場合は著作者の意思に従って判断します。

次の「3、著作物の提出を受ける際の説明事項」で、今後各課で著作物の提出を受けるときは、著作物であっても情報公開請求の対象になることを著作者に説明しておくことが望ましいとしています。

市が著作物をうけとるケースとしてよくあるのはプロポーザル契約や指定管理者選定のときに事業者から出される企画提案書と、外部から講師を呼んだ講演会で、講師が作った配布資料や講演録をうけとる場合です。企画提案書であれば、プロポーザルや指定管理者選定の実施要領に共通の説明の文言をいれることで、相手方に説明することとしました。外部講師の場合も、【説明のひな形】を使って説明し、未公表著作物の場合は公表の可否を意思確認するようとしています。「4、市が著作権を持つ著作物の場合」は先ほどテスト問題の公開請求でご説明したとおりです。

このガイドラインは12月に職員に周知しています。情報コーナーとしては、まだ、著作物の公開請求の事例が少ないためガイドラインとして不十分なところも多いので、今後、事例を積み重ねていって、より良いものに直していきたいと思っています。

報告は以上です。

○佐藤会長

それでは質問及びご意見はございませんか。

○佐藤会長

未公表の著作物であっても一度市に提出された著作物は法律上公開することができますが、著作者とのトラブルを避けるため、このガイドラインに書かれているよ

うに許可をとる方がよいと思います。それから、このガイドライン7ページの付款の例では「請求者の調査・研究のみに使用し、それ以外の目的に使用しないこと。」と使用目的を限っていますが、フェアユース規定では40項目ほど、著作者に許諾を得なくても著作物を自由に使用できる場合があげられています。ただし、40項目を厳密に記載しなくても、この文言で通じると思います。先ほど申し上げたように、私的使用であれば著作物であっても無断でコピーできますが、私的使用の範囲を超えたときは著作権法違反になります。

○湯浅情報公関係長

今後事例を重ねていき、より良いものに作り直していきたいと思います。

○佐藤会長

情報公開法と著作権法がぶつかった部分の解釈をどのようにするのか悩ましかったのですが、著作権法が改正されて今は情報公開法を優先する考えとなっています。では、他にご意見が無いようなので本日は終了とします。

以上